

日光市温泉事業経営戦略

団 体 名 : 日 光 市

事 業 名 : 温 泉 事 業

策 定 日 : 令 和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令 和 4 年 度 ~ 令 和 13 年 度

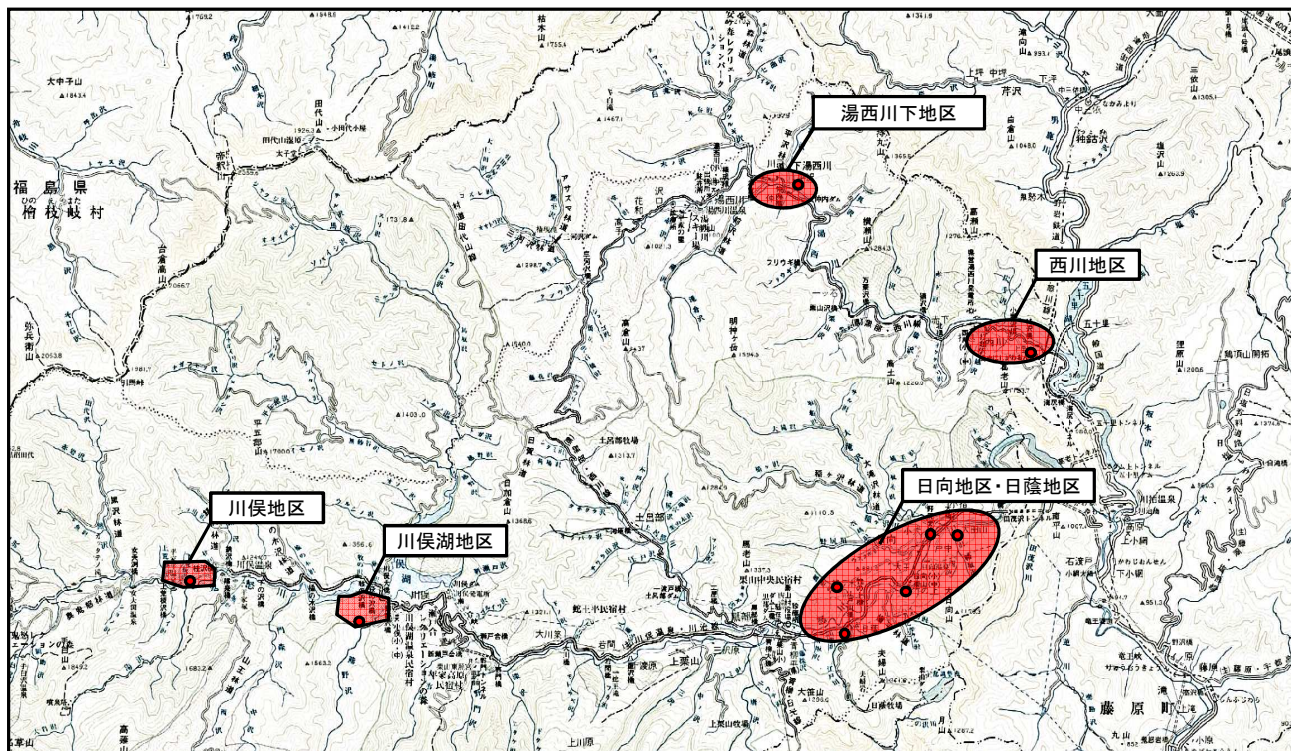
1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用	事業開始年度	昭和60年度
事業の種類	温泉事業	施設名	川俣温泉源泉施設・配湯所 川俣湖温泉源泉施設・配湯所 日向温泉源泉施設・第1中継所・ 第2中継所・栗山館配湯所・ 日蔭温泉配湯所 西川温泉源泉施設・配湯所 湯西川下地区温泉源泉施設・配湯所
職員数	併任 2 人		
事業の内容	栗山地域において、一般家庭・宿泊施設・福祉施設・市有温泉施設等へ温泉を供給し、市民の保養と健康の増進・公共の福祉・観光の振興を図る。		
民間活用の状況	ア 民間委託	温泉施設監視業務、温泉メーター検針業務	
	イ 指定管理者制度	無し	
	ウ PPP・PFI	無し	

日光市温泉事業区域図

令和3年4月現在



(2) 料金形態

<p>料金の概要・考え方</p>	<p>■使用料（日光市温泉給湯に関する条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1口(30m³) : 基本料金 12,100円/月額（超過料金363円/m³） ・2口(150m³) : 基本料金 26,620円/月額（超過料金363円/m³） ・3口(200m³) : 基本料金 39,930円/月額（超過料金363円/m³） ・5口(400m³) : 基本料金 72,600円/月額（超過料金363円/m³） ・10口(600m³) : 基本料金145,200円/月額（超過料金363円/m³） ・15口(900m³) : 基本料金217,800円/月額（超過料金363円/m³） ・20口(1,200m³) : 基本料金290,400円/月額（超過料金363円/m³） <p>※使用料は、基本料金＋超過料金＋温泉メーター器使用料500円に消費税を加算する。</p> <p>■使用料（日光市日蔭温泉スタンド条例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100リットル当たり121円(消費税込)
<p>料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)</p>	<p>平成24年4月1日 平成29年4月1日</p>

(3) 現在の経営状況

<p>年間利用状況 ※単位を明記すること ※過去3年度分を記載</p>	<p>H30 205件</p>	<p>R1 194件</p>	<p>R2 188件</p>
<p>収益的収支比率 ※過去3年度分を記載</p>	<p>H30 103%</p>	<p>R1 101%</p>	<p>R2 101%</p>
<p>他会計繰入金比率 ※過去3年度分を記載</p>	<p>H30 25%</p>	<p>R1 34%</p>	<p>R2 28%</p>

主たる収入の温泉使用料収入については、68%が一般家庭(169件)であり、残り32%は宿泊事業所等(16件)と日帰り入浴施設(3件)となっています。

加入件数・加入口数については、年々減少しており、それに伴い温泉使用料収入も減少しています。今後もその傾向が続くと想定されます。

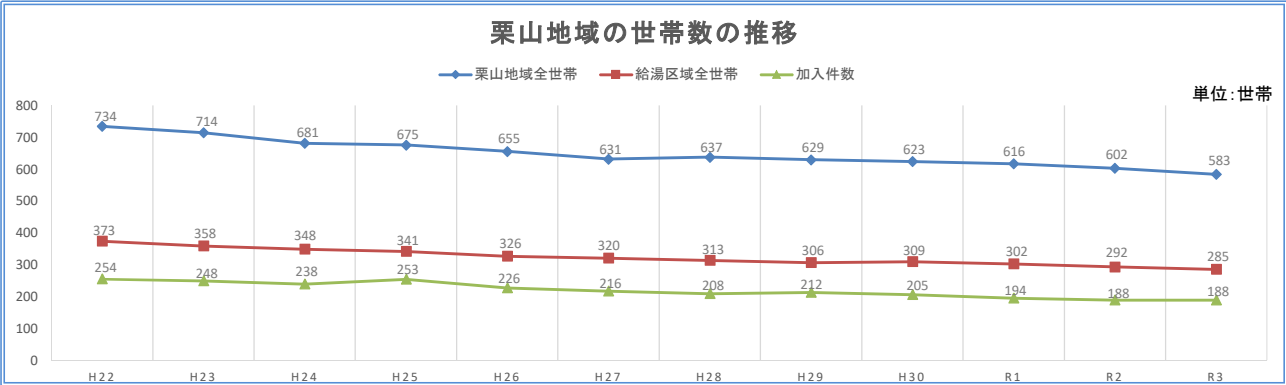
温泉給湯施設については、これまで最低限での更新を行ってきましたが、経年劣化によるポンプの故障・配湯管の漏水等や雷・地震等の自然災害による機器の故障により突発的な修繕が生じています。

このような状況から、これまで一般会計からの繰り入れを行い事業を継続しています。

2. 将来の事業環境

(1) 加入件数の見通し

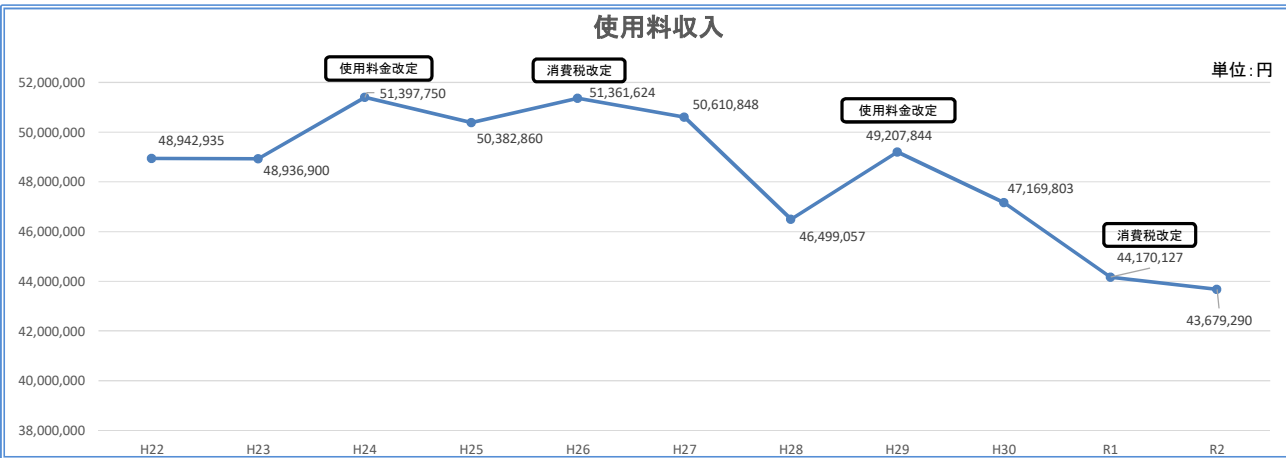
令和2年度の加入件数は188件であり、10年前の254件と比較すると66件(約26%)減少しています。地域の世帯数を市の「住民基本台帳登録人口及び世帯数」からみると、栗山地域全体及び給湯区域内自治会の世帯数は、10年間でそれぞれ約20%減少しています。今後も、自然減や転出等により世帯数の減少傾向は続くと考えられ、これまでの加入件数の実績から推計すると10年後の令和13年の加入件数は148件となる見込みです。



※栗山地域全世帯数・給湯区域全世帯数は、市民課作成「町別住民基本台帳登録人口及び世帯数」を参照。

(2) 料金収入の見通し

一般家庭が加入件数の90%・使用料収入の68%を占めており、今後も、自然減や転出等により加入件数は減少傾向にあることから収入も減少すると推測します。



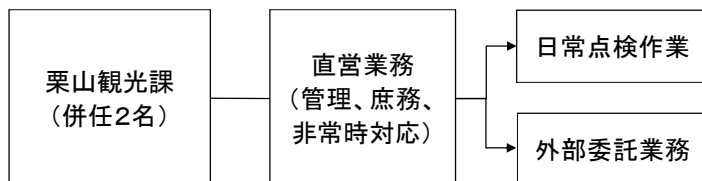
(3) 施設の見通し

新規施設の建設予定はありませんが、最も古い施設は約40年が経過していることから、現有施設を計画的かつ効果的に管理することで施設の長寿命化を図り、持続的かつ安定的な温泉給湯事業を行います。

川俣地区	(給湯開始:昭和60年4月)	川俣温泉源泉・配湯所
川俣湖地区	(給湯開始:平成3年12月)	川俣湖温泉源泉施設・配湯所
日向地区	(給湯開始:昭和59年7月)	日向温泉源泉施設・第1中継所・第2中継所・栗山館配湯所
日蔭地区	(給湯開始:平成11年4月)	日蔭温泉配湯所
西川地区	(給湯開始:平成19年4月)	西川温泉源泉施設・配湯所、
湯西川下地区	(給湯開始:平成20年4月)	湯西川下地区温泉源泉施設・配湯所

(4) 組織の見直し

日光市職員の併任や業務の一部を民間に委託しながら、適切な人員を配置します。



3. 経営の基本方針

本計画は、市が策定している日光市総合計画を上位計画とし、公共施設マネジメント計画など関連計画との整合性を図りながら実施していくことを基本とします。
また、現有施設の適切な維持管理を計画的に行うことで、支出を圧縮し持続的かつ安定的に温泉供給事業を行ってまいります。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>温泉給湯事業を持続的かつ安定的に実施するため、施設管理台帳を作成し、現有施設の適切な点検・管理を行うことで施設の長寿命化を図り、施設管理費の削減に努めます。 ポンプ等の定期的な機器更新で投資を必要とするものについては、計画的に実施することにより事業費の平準化を図ります。 一部委託する業務受託者との密な連携・連絡を図り、リスクを最小限に止めるよう努めます。 なお、収支計画の中では管路の経年劣化による修繕は見込んでいますが、定期的な管路更新や源泉の追加掘削等は見込まないものとします。</p>
-----	---

- ・源泉ポンプ入替修繕
- 令和3年度：日向源泉
- 令和5年度：川俣湖源泉
- 令和6年度：湯西川下地区源泉
- 令和9年度：西川地区源泉

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>一般会計からの繰り入れにより事業を継続している状況にあることから、支出削減や収入増加に努め、将来的には一般会計からの繰入金金の縮減を図ってまいります。</p>
-----	--

- ・新たな需要開拓などによる温泉使用料収入増加を図ります。
- ・資源を有効に活用するという視点から温泉スタンドのPRIによる利用促進を図ります。
- ・当面は、一般会計からの繰入金を受けることで不足を補います。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(委託料に関する事項)
温泉施設の温泉成分分析・貯湯槽水質検査などの法定点検のほか、貯湯槽清掃やボイラー保守点検など一部業務を外部に委託していますが、経費削減に繋がるよう発注方法など検討します。
(管理運営費に関する事項)
燃料費・光熱費については重油代・電気代の節約、修繕費については軽微なものは職員で行う等により削減します。
なお、収支計画は過去の実績から推計し計上しています。
(職員給与費に関する事項)
日光市職員の併任のため一般会計で支出しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	特にありません。
投資の平準化	本計画期間に予定のない投資対象施設については、施設管理台帳により状況を把握し、随時、計画に反映することで事業費の平準化を図ります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料 金	消費税の変動や社会経済情勢の変化及び収支のバランスを考慮しながら料金改定の必要性を判断し見直しを検討します。
稼働率・加入件数	利用者増を図る必要はありますが、現状と同じ区域では自然減や転出等により加入件数が減少するものと推測しています。なお、本計画期間での事業区域拡大の計画はありません。
繰 入 金	公営企業としては独立採算制を基本としていますが、現在の経営状況からは一般会計からの繰り入れを見込まなければなりません。しかし、繰入金額については、今後とも縮減を図るよう取り組むこととします。
資産の有効活用等による収入増加の取組	温泉給湯に係る資産のみを所有するため、資産活用による収入増加は見込んでいません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

委 託 料	さらなる経費圧縮に向け事業効率を高める必要があることから、各種業務を精査し、直営、委託の形態の見直しなど実施してまいります。
管理運営費	(燃料費・光熱費) 加温や送湯にかかる機器の細かな調整や市の燃料単価を採用することで、費用の削減に努めます。 (修繕費) 自然災害による修繕も発生してしまいますが、定期的な保守点検や計画的な修繕により、経年劣化による修繕を減少させ、費用の削減に努めます。
職員給与費	現在同様、日光市職員の併任のため一般会計で支出します。

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	温泉資源を活用し、宿泊・観光施設、福祉施設、一般家庭等へ温泉を供給することで、地域経済、地域福祉、市民の健康増進に寄与しています。
公営企業として実施する必要性	市が有する温泉資源を適正に管理し、事業継続の安定性と利用者負担の公平性を確保するため公営企業として実施する必要があります。 また、温泉供給地区や利用者が限定している事業のため、受益者負担の原則から公営企業として実施する必要があります。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	この経営戦略は、決算時の年度点検と5年ごとに投資・財政計画(収支計画)の点検を行い、必要に応じて計画を見直すことを基本とします。 しかし、年度の決算時に施設の緊急処置の発生などにより、本計画に修正の必要性が生じた場合は、以後10年間の計画として改訂を実施します。また、日光市総合計画や実施計画の策定などに際しては点検結果を反映させます。
---------------------	---

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円,%)

年度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	60,777	56,177	56,366	58,366	58,366	52,972	52,972	54,946	52,942	53,023	49,625	49,591	
	(1) 営 業 収 益 (B)	43,777	46,177	46,366	46,366	46,366	42,972	42,972	42,946	42,942	43,023	39,625	39,591	
	ア 料 金 収 入	43,777	46,177	46,366	46,366	46,366	42,972	42,972	42,946	42,942	43,023	39,625	39,591	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益	17,000	10,000	10,000	12,000	12,000	10,000	10,000	12,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	ア 他 会 計 繰 入 金	17,000	10,000	10,000	12,000	12,000	10,000	10,000	12,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
	イ そ の 他													
	2 総 費 用 (D)	60,092	54,952	55,991	57,891	57,221	54,391	54,391	57,091	52,891	52,591	52,251	50,051	
	(1) 営 業 費 用	60,092	54,952	55,991	57,891	57,221	54,391	54,391	57,091	52,891	52,591	52,251	50,051	
	ア 職 員 給 与 費													
	ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	60,092	54,952	55,991	57,891	57,221	54,391	54,391	57,091	52,891	52,591	52,251	50,051	
	(2) 営 業 外 費 用													
	ア 支 払 利 息													
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分													
	イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	685	1,225	375	475	1,145	△ 1,419	△ 1,419	△ 2,145	51	432	△ 2,626	△ 460		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)													
	(1) 地 方 債 償 還 金													
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金													
	(2) 他 会 計 補 助 金													
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)													
	(1) 建 設 改 良 費													
	ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)													
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金													
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
	(5) そ の 他													
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	685	1,225	375	475	1,145	△ 1,419	△ 1,419	△ 2,145	51	432	△ 2,626	△ 460		
積 立 金 (K)														
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	4,636	5,321	6,546	6,921	7,395	8,539	7,120	5,701	3,556	3,306	4,038	1,412		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,321	6,546	6,921	7,396	8,540	7,120	5,701	3,556	3,607	3,738	1,412	952		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)	5,321	6,546	6,921	7,396	8,540	7,120	5,701	3,556	3,607	3,738	1,412	952		
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	101	102	101	101	102	97	97	96	100	101	95	99		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	43,777	46,177	46,366	46,366	46,366	42,972	42,972	42,946	42,942	43,023	39,625	39,591		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)														

○他会計繰入金

(単位:千円)

年度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的 収支分	収 益 的 収 支 分	17,000	10,000	10,000	12,000	12,000	10,000	10,000	12,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金												
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	17,000	10,000	10,000	12,000	12,000	10,000	10,000	12,000	10,000	10,000	10,000	10,000
資本的 収支分	資 本 的 収 支 分												
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金												
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金												
合 計	17,000	10,000	10,000	12,000	12,000	10,000	10,000	12,000	10,000	10,000	10,000	10,000	

日光市温泉事業 温泉ポンプ修繕計画

(単位:円)

施設		ポンプ		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
川俣温泉	源泉ポンプ	1号		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2号		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	送湯ポンプ	東地区		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		西地区		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
川俣湖温泉	源泉ポンプ	1号		0	1,300,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2号		0	3,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
	送湯ポンプ	全域		800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	循環ポンプ			0	0	0	400,000	0	0	0	0	0	0	
日向温泉	源泉施設	源泉ポンプ	1号		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			2号		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	送湯ポンプ	竹の上・第一中継所		0	0	0	0	0	0	0	0	800,000	0	
		大王・小穴		0	0	0	0	0	0	0	0	800,000	0	
	第1中継所	送湯ポンプ	野尻		0	0	0	0	800,000	0	0	0	0	
			松ノ木平・日蔭		800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
		循環ポンプ		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	第2中継所	送湯ポンプ	野尻		0	0	0	0	0	800,000	0	0	0	
	栗山館	送湯ポンプ	戸中・太田山		0	0	0	0	0	0	800,000	0	0	0
			小指		0	0	0	0	800,000	0	0	0	0	
第2中継所				0	0	0	0	0	0	0	800,000	0	0	
循環ポンプ			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
日蔭温泉	送湯ポンプ	全域		0	0	0	800,000	0	0	0	0	0	0	
	循環ポンプ			0	0	0	400,000	0	0	0	0	0	0	
西川温泉	源泉ポンプ	1号		0	0	0	0	0	1,300,000	0	0	0	0	
		2号		0	0	0	0	0	3,000,000	0	0	0	0	
	送湯ポンプ	市営住宅		800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		一般住宅		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	循環ポンプ	温泉熱交換		0	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	
温水熱交換			0	400,000	0	0	0	0	0	0	0	0		
湯西川下地区温泉	源泉ポンプ	1号		0	0	1,300,000	0	0	0	0	0	0	0	
		2号		0	0	3,000,000	0	0	0	0	0	0	0	
	送湯ポンプ	仲内		800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		川戸		0	0	0	0	0	0	0	800,000	0	0	
合計	源泉ポンプ		0	4,300,000	4,300,000	0	0	0	4,300,000	0	0	0	0	
	送湯ポンプ、循環ポンプ		3,200,000	800,000	0	1,600,000	1,600,000	0	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	0	
	合計		3,200,000	5,100,000	4,300,000	1,600,000	1,600,000	4,300,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	0	